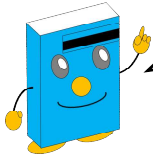


特別支援教育のICT活用について

ことばや文字、数などの学習にICTを活用して、言語や認知の発達を促したり教科指導の効果を高めたりすることが考えられます。

また、言語や認知、運動機能の障害による学習上又は生活上の困難を補うためにICTを活用して、機能を代替することが考えられます。



学習指導要領では、特別支援教育におけるICTの活用について、各教科の指導計画作成に当たっての配慮事項として、**障害種ごとにコンピュータ等のICTの有効活用に関する規定**を示し、指導方法の工夫を行うことや、指導の効果を高めることを求めています。

ICTを活用する視点1

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするため

- ・ 情報活用能力は、各教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力です。

『視覚情報を見やすくする』〈タブレット端末〉



タブレット端末のカメラ機能を活用することで、板書事項、小さいもの、動いているもの等を写真や動画で撮影し、一時停止したり拡大したりしながら手でじっくり確認できます。

『拡大提示』〈電子黒板・大型テレビ・スクリーン〉



大きな画面に映写することで、児童生徒の視線が大きな画面に集まり、全体で情報を共有できたり、話し合い活動が円滑になったりすることが期待できます。

『発表することを分かりやすくまとめる』

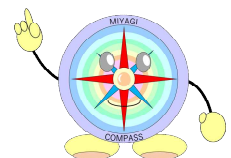
〈プレゼンテーションソフト〉



プレゼンテーションソフトを活用することで、時系列で物事を整理したり、伝えたいことを明確にしたりすることができます。

特に大切なことは、児童生徒の実態や指導目標、指導環境に合わせて、ICTを一つの学習の手段や道具として有効活用することです。そして「何のために、誰のためにICTを使うのか？」を考えながら活用していくことが必要です。

令和2年度より、小学校のみならず特別支援学校の小学部においてもプログラミング教育に取り組むことになりました。プログラミング教育は、プログラミングのよさに着目し、日々の学習活動の中で各教科等の目標を達成することがねらいとなります。



ICTを活用する視点2

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するため

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒に対する指導内容・方法の1つで、自立活動の目標にもなります。授業において、**個々の実態に応じて対応**します。

知的障害（理解や意思疎通が困難）

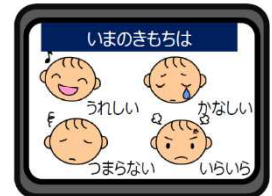
『読み書きを段階的に学ぶ』〈学習ソフト〉



知的障害のある児童生徒に対しては、生活に活用できる言語能力や数的処理能力の育成を促すための学習ソフトの活用が考えられます。双方向性が高く、楽しく機器とやり取りしながら学習が円滑に進められるよう工夫された学習ソフトや入力機器があります。

『写真やシンボル等で自分の意思を伝える』

〈コミュニケーション支援アプリ〉



発語による意思表示が困難な児童生徒でも、あらかじめ用意した写真やシンボル等から自分が伝えたいことを選択すると、音声と組み合わせて意思の表出ができます。

発達障害（様々な学びにくさ）→自閉スペクトラム症，注意欠陥多動性障害，学習障害

『覚えることの困難さを補う』

〈タブレット端末のリマインダー機能〉



リマインダー機能を活用することで、覚えておくべき内容を表示したり、適切なタイミングで音や振動を鳴らして内容を知らせたりできます。

『予定や活動内容の順番等を視覚化』

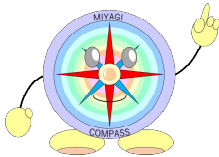
〈スケジュール管理アプリ〉



タブレット等で予定や活動内容，作業手順等を提示することで，児童生徒が見通しを持つことができます。写真等を用いたスケジュールの作成が簡単にでき，状況に応じてすぐに活用できます。

（文部科学省「特別支援教育におけるICTの活用」）を基に作成

理解や意思表示を支援するために、ICT機器の活用は有効です。ICT機器の活用は、社会的自立のための「合理的配慮（p. 1-14）」の一つになる可能性があります。



ICT機器は便利ですが、使うこと自体が目的にならないように注意しましょう。そのためにも、児童生徒の障害の特性に応じたICT機器や補助具の活用をよく検討し、授業のねらいや指導目標が達成できるようにしましょう。